

別所小学校キャラクター
『フェニックスくん』

いじめに対する
本校の取組を
ご紹介します！

八王子市立別所小学校いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

令和8年度版

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

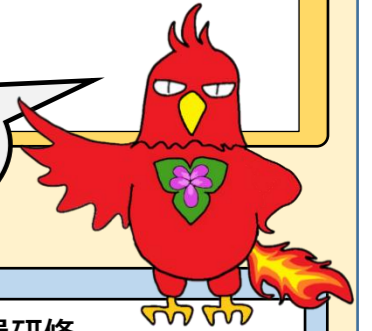
八王子市立別所小学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - ・学校いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応。
 - ・いじめ対応フローチャートを活用した情報共有の強化。
 - ・いじめが発生しにくい環境作りと早期発見の取組。
- 今年度の重点項目
いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応を充実させ、全職員で当該児童が抱える問題の解決を図る。

いじめの防止等に向けた課題

- いじめに対する学校の取組状況やいじめに対する基本的な認識について、保護者や地域とさらなる共通理解を図ること。
- いじめに関する法的理解や外部との連携強化など、いじめの問題についての大局観をもちながら、学校だけでなく関係機関との連携をさらに図っていくこと。

いじめ対策委員会を
中心に、組織的に
対応しています！



いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週月曜日 15時10分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、いじめのコーディネーター
学年主任、担任、養護教諭、SC
※不定期でSSWも参加
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- *フローチャートに沿った手続きを行う
- ①把握（初期対応）
- ②事実の有無の確認
- ③認知（管理職・いじめ対策委員会への報告、対応協議）
- ④対応（関係する児童・保護者への対応、関係機関との連携）
- ⑤解消判断（いじめ対策委員会での検討）

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」「組織的対応」
- 6月 「小中一貫教育生活指導部会での情報共有」
- 9月 「重大事態の理解と対応」 **スクールロイヤー研修**
- 10月 「小中一貫教育生活指導部会での情報共有」
- 1月 「外部機関や専門家との連携」
- 2月 「小中一貫教育生活指導部会での情報共有」

いじめ予防の取組にも力を入れています！

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組など

いじめの防止等に関わる授業(各学年・年3回実施)

- ◆全教育活動における人権感覚の向上
- ◆道徳科において、内容項目「親切・思いやり」「友情・信頼」「生命の尊さ」「節度・節制」「善悪の判断」等に関する資料を使った授業（各学期）
- ◆学校生活向上に向けて特別活動の充実
- ◆GIGA ワークブックとうきょう・SNS 別所ルールについて話し合い、情報モラルについて考える授業（1学期末）

SOS の出し方に関する授業

- ◆学級活動において「SOS の出し方に関する授業」のDVD 等教材を活用した授業（6月）
- ◆ふれあい月間におけるいじめアンケートの実施（6月・11月・2月）
- ◆「身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」について機会を捉えて指導

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ◆全校朝会の校長講話において「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の指導および取組内容についての説明
- ◆道徳科において、内容項目「生命の尊さ」に関する授業
保健指導において心の発達及び不安・悩みへの対処を考える指導
- ◆理科において生命の連続性や進化を扱うなかで命を大切にすることを育む授業（6月 ヒトのたんじょう）

児童の自己肯定感を高める取組

- ◆各学級における「よいところ応援計画」の実施と教室掲示
- ◆集会やたてわり班活動などの異学年交流
- ◆特別活動による学校生活の向上
- ◆特別支援教室や特別支援学級、外部機関との連携
- ◆SC との面談（5年生全員・他学年希望者）
- ◆Q-Uテスト（5・6年）
- ◆道徳科における内容項目「個性の伸長」に関する授業

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。